

南芦屋浜南護岸に係る協議録

1 日 時 令和6年6月21日（金） 18：00～21：30

2 場 所 芦屋市立潮芦屋交流センター 2階会議室

3 出席者 (尼管) 前田所長、三輪業務管理課長、村井
(地元) [REDACTED]
[REDACTED]

4 内 容 (●地元 ○尼管)

● 孝岡知子市議会議員などが、南芦屋浜地区の迷惑行為被害を顧みず、これまで南護岸の安全安心の環境対策を行政と協働し推進してきた住民をないがしろにすることは、認められない。

元々、孝岡市議は、南護岸の迷惑行為被害に敏感で、釣り全面禁止を求めてきた経緯があり、今回の釣り全面解放や周回道路の開通への転換は、驚きをもって受け止めている。

10 ブロック会としては、迷惑行為に直面している住民の方々（新しく設立された任意団体「潮芦屋の住環境を守る会」）とその状況は、南芦屋浜地域全体の危機と捉えている。

これらの課題解決と安全安心の確立のため、10 ブロック会は、兵庫県、芦屋市及び「潮芦屋の住環境を守る会」と協働して取り組んで参りたいと考えている。

【芦屋市自治会連合会とは】

● 芦屋市自治会連合会は、行政と協力してまちづくりをする、また市民憲章を実践する組織の自治会組織連合体。

事業目的として「市民の連帯意識の育成」「各地区の環境整備及び改善」「福祉の増進及び各組織相互の連絡並びに進行を図る」ことを掲げ、住みよいまちづくりの実現に向けた取り組みを行っている。

【10 ブロック会とは】

● 南芦屋浜地区共通の課題をボトムアップ形式で取り組む組織で、南芦屋浜地区的連合加入 9 自治会で構成されている。

役員は、原則 9 自治会の各会長でその中から理事 2 名を選出（うち 1 名が会長）。議決は多数決。ただし、可能な限り、話し合いで全会一致を目指す。

【10 ブロック会の休会とその後の経緯】

● 休会期間… 2018 年～2022 年 3 月

● 高潮被害以降の経緯

- 2018 年 9 月 4 日台風 21 号による高潮被害を踏まえて、「南芦屋浜地区高潮・津波ハード対策建設 PT」を設立。
- 高潮対策（防潮堤や内水対策）の問題は南芦屋浜地域の問題であり本来 10 ブロック会で取り組むべき問題であるが、その 10 ブロック会が休会しているため、地元は苦しんだ。
- 仕方なく「南芦屋浜地区高潮・津波ハード対策建設 PT」を立ち上げ、協力してくれる自治会に打診していく、ようやく行政から地域の窓口として認められるようになった。
- その間も 10 ブロック会を再開してもらえないかと、南浜 1 街区自治会、同 2 街区、涼風町、芦屋海岸通に打診したが、全て不調で、2022 年 4 月からようやく再開された。
- こうした経緯の中、涼風町自治会は、2019 年夏頃に「南護岸高潮対策委員会」を設置され、前述の PT と活動を共にしてきた。
- さらに 2022 年 2 月頃、「南護岸環境対策委員会」に改組して今日に至っている。
- そして、今回、「南護岸環境対策委員会」の行政との交渉権剥奪を受け、10 ブロック会で行政と協働して問題解決に向かう決意をした次第である。

● 涼風町自治会は、南護岸環境対策委員会の行政との折衝権を否認した上、[REDACTED]

[REDACTED] 南護岸の釣り全面開放及び周回道路（市道涼風緑地線）の全面開放は認められない。

[REDACTED] と県の関わり】

● 県は [REDACTED] して、[REDACTED] を排除すべきである。

● H30.9 の高潮被害により南護岸が閉鎖されて以降、[REDACTED] などを踏まえると、[REDACTED] は信用できない。

● 代替案として、[REDACTED] を入れたら良い。

● [REDACTED] 実施予定の [REDACTED] イベント ([REDACTED]) には反対だが、これを政争の具としたくない。開催は了承するが、市（青少年育成課）と [REDACTED] の関与は認められない。

○ 市（青少年育成課）には状況を説明している。イベント開催は「海岸保全区域一時使用届」で済み、許可を出す類のものではないため、届出があれば許容せざるを得ない。

【南護岸のあり方検討】

(南護岸の釣り有料化)

- 仮に南護岸の釣りを有料化する場合、どのような影響があるか。手段としては、市が当該地を占用したうえ、指定管理制度を導入することが考えられる。
- 南護岸での有料化は、住居近接を考えると手遅れ。
北護岸及び西護岸における釣りの有料化は検討しても良いが、[REDACTED]
[REDACTED] が指定管理者となることは認められない。

(釣りの試験的禁止)

- 過去に [REDACTED] で見られた迷惑行為が、現在、[REDACTED] で起こっている。南護岸での釣りについて根本的に考え直して欲しい。
- 試験開放は終了している。今後の方針を模索するに際し、試験的に釣りを禁止することで得られる成果は大きいと考える。しかし、仮に試験的に禁止する場合、県はその旨を周知しても、海岸法の趣旨を踏まえると、釣り禁止を厳守させるまでの強制力はない。
- 「南護岸釣り全面不可、北側西側護岸釣り可」を試し、その結果をもって、住環境の悪化と釣りの関係性を検証して欲しい。10 ブロック会として要望書を提出する。
- 地元総意として 10 ブロック会から要望書の提出があれば検討する。
- [REDACTED] から、8／1 から試験閉鎖との内容で要望書を提出する。